

令和7年度 社会福祉法人 ル・プリ 事業活動方針

【法人理念】

- 1 ル・プリに集うすべての人のウェル・ビーイング（良い状態/良い状況であること）を目指します。
- 2 利用者に対し、その人格の尊厳を尊重し、その人ごとの様々なヒューマン・ニーズを充足させる支援を行います。
- 3 人々がそれぞれに持つ脆弱性（ヴァルネラビリティ）を包み込める共生社会の実現に、社会福祉の実践者として参画します。

【ポリシー】

私たちの仕事は、具体的な人と人との相互の関係を何度も繰り返します。そこで、特別な困難や、輝きや、喜びや、驚きや、厳粛さ・・・に出会うたび、それは相互のかかわりから切り出された、重要な価値（バリュー）なのではないかと感じます。そのかかわりに付随する価値を手にすること、そこにわれわれの仕事の本質のひとつがあると確信しています。

法人組織について

社会福祉法人ル・プリは、平成29年4月に社会福祉法人「くるみ会」、「試行会」、「杜の会」が合併し発足し、令和7年4月に9年目を迎えます。発足時は職員や事業利用者への法人合併による影響を最小限にするために、実施する事業の継続性を第一として、法人の組織体制は旧法人をそれぞれ事業本部とした3事業本部制をとってスタートしました。合併前の継続性を大事にした事業運営を行うことで順調な運営ができましたが、同一法人であるにもかかわらず、事業本部を超えた情報の共有や人事交流の展開も進まないということが課題となっていました。

こうした課題を克服すべく令和4年度に法人組織を再編し高齢者福祉部門、児童福祉部門、障害者福祉部門の3部門制とし、同種同一事業内の情報共有化が円滑にできるようにした。また等職員の異動に関しても、法人全体の事業所を異動意向先できることを明確にしました。これにより、それぞれの部門内での情報共有が管理職のみならず職員レベルでも連絡会の開催が定例化してきているほか、同一事業に従事する職員が、相互の事業所見学、行事への応援に入るなど法人としての一体性が高まっています。また、職員の異動に関しても、この3年間で旧法人を横断する異動希望も増加してきており、法人合併から8年を要して「ル・プリ」としての内実が埋まりつつあります。（従来の旧法人事業本部については、エリアとしての残し（北部、西部、南部の3エリア）地域との連携などはエリアとしての対応が行えるようにしました。）

I 法人本部について

法人の発足以降、法人本部事務局の体制は、事務局長のみ専従配置をしたほかは、何人かの施設長職に本部事務（人事・労務・経理だけでなく、新規事業の立上げなどの法人経営）との兼務

により対応をしてきました。令和４年度の法人組織の見直しに併せて法人本部に専従の業務執行理事（財務担当、業務担当）２名を配置し法人活動の財務と事業両面の執行責任を明確にしました。また、事務局長のもとに採用担当職員を配置し、人材確保の一元化を進めることとしました。また、多くの事業所が分散してあることから、連絡体制の強化を図るべくインターネットを活用した法人内のイントラネットシステムを導入・展開を図り、管理職、職員間の連絡の伝達、スケジュールの見える化、さらには遠隔会議システムの導入など、職員個人や組織間の情報コミュニケーション環境の改善も行ってきました。こうした環境整備も一定整ったこともあり、令和７年度には、職員採用のほか、法人全体の経理・財務、労務・人事、を担う法人本部とすべく本部事務局の体制を強化します。

1 法人の運営

理事会・評議員会については丁寧な説明と分かり易い資料作成に努めてまいります。また、本部所管のもとに次の会議を設け、期間の運営を行ってまいります。

【本部所管会議】

会議名称（出席者）	所管事項	開催頻度
経営会議幹事会（執行理事、事務局長、事務局次長） ※理事長随時参加	法人運営に係る重要事項の協議	隔月
経営会議 （執行理事、事務局長、事務局次長、事業部門統括施設長及びエリア責任者）	ア 理事会への付議事項 イ 法人全体の事業計画・予算編成・執行管理 ウ 法人運営に係る重要な業務方針・執行に関する協議と意思決定	毎月
部門連絡会 （各部門施設長等により構成）※執行理事、事務局長、事務局次長随時参加	ア 部門内の事業計画と予算案の策定 イ 経営会議への付議事項の論点整理 ウ 拠点運営に係る課題の協議と決定	毎月
エリア会 （エリア内施設長等により構成）※執行理事、事務局長、事務局次長随時参加	ア 経営会議、事業本部連絡会の情報共有 イ エリア内の地域活動のマネジメント ウ 地域行政・福祉団体との連携の調整	毎月

2 人材確保・育成

新規学卒者の採用活動（令和８年春採用者）については、令和４年度から法人一括採用方式を行っていますが、採用予定数に届かない状況が続いています。今年度もインターンシップをはじめ、各大学、専門学校における学内相談会での直接的なアプローチを積極的に行います。令和７年度採用から、地方大学へ直接出向き、採用活動を行っていますが、今年度はさらに地方の福祉

系の大学へアプローチを行います。通年で行っている中途採用についても幅広く広報の手段を考えていきたいと思ひます。児童分野では、児童分野専門サイトへの登録を行い、資格を生かした専門職の採用を考えて参ります。また、昨年度はインターネット上に横浜の福祉に関する検索サイトを作成し、法人情報を積極的に周知する取り組みを予定しましたが、学生の就活ツールとしては、SNSに移行しており、こうしたツール（Instagram、LINE など）の積極的な活用を進めていきます。

採用後の人材の育成に関しては新採用職員、初任者職員、中堅職員向けとキャリア別、高齢、児童、障碍の各分野別での研修内容を検討し、法人職員として求められる組織人、専門職としての高い専門性を身に付けられるよう育成してまいります。特に昨年度発生した施設内での利用者への不適切対応の根絶について、昨年度から行っている全職員向けのアンガーマネジメント研修を今年度も実施し、支援現場での支援の質的向上を目指します。また、中途職員に対しては、法人の理念を学びながら福祉労働の基本を学び、ビジネスマナー研修と合わせて職業としての対人援助を学ぶ場として研修を行います。

また、組織運営の要となる人材については、健康経営の面からも職員の健康管理が重要になってきています。従来の健康診断の実施はもちろん、一定規模の事業所には職員のメンタルヘルスへの対応も求められています。実際に職員の体調不良による休職者の多くが精神面の不調であり、メンタルヘルス対策が急務となっています。職員の身心不調への早期対応と休職者の円滑な職場復帰のために、令和7年度に法人本部に健康相談室を設置し専従相談員を配置します。専門知識を有する相談員の配置により産業医や主治医との連携をすすめ健康管面の強化を図っていきます。

【本部所管研修】

管理職	☆労務管理研修（6月～8月） ☆主査昇任者研修（5月～6月） ☆副主任・主任職昇任者研修（5月～6月）
新卒採用職員	☆採用前研修（2月～3月） ☆フォローアップ研修（10月）
中途採用職員	☆法人理念研修 ☆ビジネスマナー研修
全体研修	☆アンガーマネジメント研修

【各エリア内職員研修】

北部エリア研修	☆エリア内新採用者研修（月1回） *10月フォローアップ研修 ☆新人（採用1～2年目）職員研修（通年） ☆中堅（採用3～5年目）職員研修（通年） ☆中堅以上（採用6年目～）職員研修（通年） ☆eラーニング（動画コンテンツを活用したオンデマンド研修） ☆児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者、強度行動障害、実習指導
---------	--

	者 ☆身体拘束等禁止、虐待防止研修 ☆人権・権利擁護 研修 ☆他法人、他事業所見学研修
西部エリア研修	☆エリア内新採用者研修（月 1 回） *10 月フォローアップ研修 ☆コア研修（2 年目～4 年目研修（月 1 回） ☆主任研修「KPT」；事例検討中心（年 4～6 回程度）*主任・副主任等 ☆加算対象資格取得研修 ☆児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者、強度行動障害、実習指導者 ☆発達障害者支援センターによるコンサルテーション ☆身体拘束等禁止、虐待防止研修 ☆人権・権利擁護 研修 ☆他法人、他事業所見学研修 ☆BCP、感染症予防研修
南部エリア研修	☆エリア内新採用者研修 ☆エリア内事業所、法人内事業所見学研修 ☆個人情報保護、プライバシー保護 研修 ☆身体拘束等禁止 ・虐待防止研修 ☆人権・権利擁護 研修 ☆BCP、感染症予防研修 ☆サービス管理責任者、強度行動障害、相談支援従事者、実習指導者 ☆各業務に関連する外部研修への参加（随時）

【本部所管委員会】

令和 4 年度から組織されている虐待防止委員会を年 2 回定期的に実施します。また、課題の発生時には臨時に開催します。

【事業所内委員会】

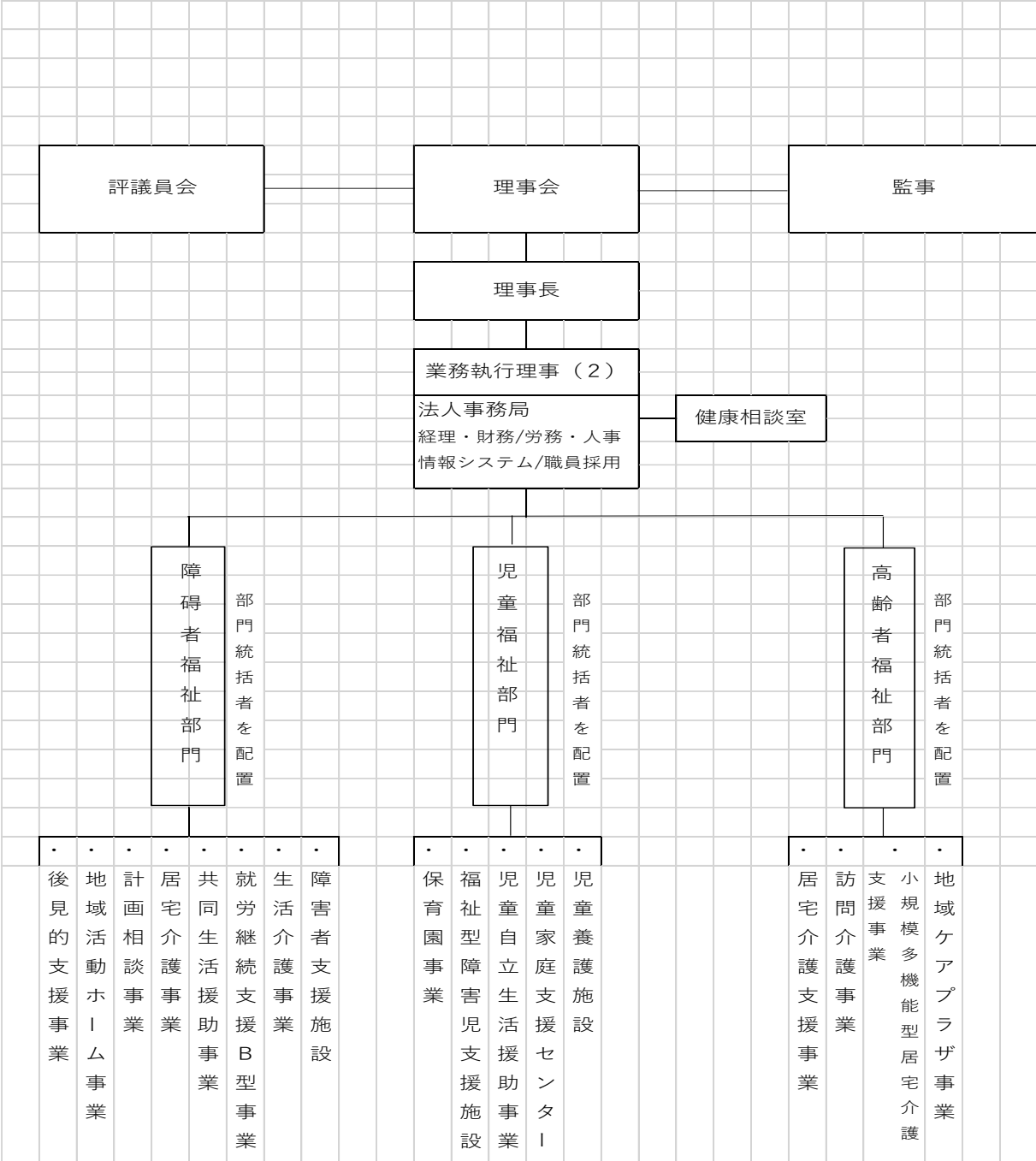
身体拘束廃止委員会、地域連携推進会議、業務継続計画委員会

3 財務・予算

冒頭で触れた法人本部体制の強化を行ったうえで、今年度も各施設、事業所の運営状況と課題の把握を目的とした事業ヒアリングを行います。次期は第 1 四半期終了後、8 月～9 月にかけて行い、今期の運営状況と課題について確認し、今期中に是正措置を行うものか、次年度に対応を行うものかなどの仕分けを行います。また、中長期的な課題となっていくものについても確認し、各事業所個別の課題であるのか、当該事業全般に関わる課題であるのか、法人全体に及ぶ課題で

あるのかという視点で仕分けを行うほか、解決までの期間などについても整理を行うこととします。このほか、期中の予算執行については、執行状況を毎月税理士による確認を行うほか、会計監査人による監査を行い予算等の適正な執行に努めていきます。

【組織図】



※上記の3部門の他に、3エリア（旧）試行会事業本部⇒北部エリア、（旧）くるみ会事業本部⇒西部エリア、（旧）杜の会事業本部⇒南部エリア）として、エリア内での連携は継続する。

4 令和7年度の事業計画

(1) 継続事業の目標

部門	種別	事業所	令和7年4月定員等	令和7年度末（令和8年3月末） 数値目標等	令和6年度末（令和7年3月末） 現 状
高齢福祉部門	地域ケアプラザ	奈良 ①通所介護 ②居宅介護 ③地域包括支援センター ④地域交流	①（定員 35 人/日）通常規模型 ※②要支援者は 0.5 件換算	①目標平均利用人数 28 人/日 ②目標居宅計画数 222 件/月 ③給付管理数見込 160 件/月	①3月末平均利用人数 26 人/日 ②3月末居宅計画数 200 件/月 ③3月末給付管理数 210 件/月
		青葉台 ①居宅介護 ②地域包括支援センター ③地域交流	※①要支援者は 0.5 件換算	① 目標居宅計画数 154 件/月 ② 給付管理数見込 258 件/月	①3月末居宅計画数 151 件/月 ②3月末給付管理数 255 件/月
		中野 ①通所介護 ②居宅介護 ③地域包括支援センター ④地域交流	①（定員 42 人/日）通常規模型 ※②要支援者は 0.5 件換算	①目標平均利用人数 28 人/日 ②目標居宅計画数 150 件/月 ③給付管理数見込 250 件/月	①3月末平均利用人数 27 人/日 ②3月末居宅計画数 276 件/月 ③3月末給付管理数 245 件/月
		日下 ①通所介護 ②居宅介護 ③地域包括支援センター ④ 地域交流	①（定員 42 人/日）通常規模型 ※②要支援者は 0.5 件換算	①目標平均利用人数 25.6 人/日 ②目標居宅計画数 153 件/月 ③ 給付管理数見込 197 件/月	①3月末平均利用人数 24.5 人/日 ②3月末居宅計画数 150 件/月 ③3月末給付管理数 183 件/月
	小規模多機能	晴	登録利用定員 29 人/日	登録利用者数 25 人/月平均（要支援を含む）	登録利用者数 22 人

高齢福祉部門	訪問介護事業	らいふけあ中野	派遣登録者数 120 件 / 月	派遣登録者件数 110 件/月平均	派遣登録者件数 92 人 (要介護:要支援 6:4)
児童福祉部門	保育園	杜ちやいんど園	入所定員 70 人	月当初の年間平均 入所児童数 83 人	3 月末利用児童 83 人
		かさまの杜保育園	入所定員 120 人	月当初の年間平均 入所児童数 133 人	3 月末利用児童 132 人
		ビーンズ保育園	入所定員 90 人	月当初の年間平均 入所児童数 92 人	3 月末利用児童 92 人
障害福祉部門	障害者支援施設	青葉メゾン	入所定員 60 人	① 3 施設の中から 年度末に地域移行者 6 名 以上 ② ホルツハウゼ・くるみ成人では 短期入所枠各 2 名運用再開	3 月末入所 60 人
		ホルツハウゼ	入所定員 30 人		3 月末入所 30 人。 短期 2 人
		くるみ学園成人	入所定員 20 人		3 月末入所 20 人。 短期 2 人
	生活介護事業	青葉メゾン	通所定員 60 人 (現員 64 人)	新規受入れ者数 0 人 利用率目標 96.4%	3 月末現員数 ; 60 人 利用率 92.8%
		ダ・カーポ	通所定員 20 人 (現員 22 人)	新規受入れ者数 0 人 利用率目標 96.3%	3 月利用者数 24 人 利用率 95.7%
		ワークステーション・ポパイ	通所定員 20 人 (現員 ; 20 人)	新規受入れ者数 0 人 利用率目標 98%	
		十日市場ワークステーション	通所定員 20 人 (現員 ; 24 人)	新規受入れ者数 2 人 利用率目標 92%	3 月利用者数 23 人 利用率 88.5%
		ワーク中川	通所定員 60 人	今年度新規受入れ者数 1 人 利用率目標 90%	3 月末利用者数 65 人 利用率 84.7%

障 碍 福 祉 部 門	生 活 介 護 事 業	しゅしゅ・あ ゆみが丘	通所定員 20 人	今年度新規受入れ 者数 1 人 利用率目標 90%	3 月末利用者数 17 人 利用率 84.4%
		道	通所定員 20 人	今年度新規受入れ 者数 0 人 利用率目標 90%	3 月末利用者数 17 人
		野のゆり・6 次舎	通所定員 80 人	今年度新規受入れ 者数 2 人 利用率目標 97%	3 月末利用者数 83 人。
		ひかりの園	通所定員 60 人	利用率実績 83%	3 月末利用者数 61 人
		くるみの森	通所定員 40 人	今年度新規受入れ 者数 1～2 人 利用率目標 93%	3 月末利用者数 39 人
	就 労 継 続 B 型	SELP・杜 ※生活介護 併設	通所定員 50 人 (生活介護 10 人)	① 2 事業所合計 の新規受入者 数 1 人	3 月末利用者数 76 人
		杜の茶屋 ※生活介護 併設	通所定員 50 人 (生活介護 30 人)	② 各所の利用率 目標 93% ③ 工賃 16,000 円 /月 (日額 800 円維持)	3 月末利用者数 91 人 ※各所の通年利用率 91%
		横浜光セン ター ※生活介護 併設	通所定員 40 人 (就 B30 人、 生活介護 10 人)	① 新規受け入れ 数 ; 2 名 ② 利 用 率 目 標 94% ③ 就 B 工賃 25000 円	3 月末利用者数 39 人 利用率 93.5%
	共同 生活 援 助	アンダンテ	入居定員 65 人	今年度新規受入れ 者 2 人 通 年 利 用 率 91.5%	3 月末利用者数 63 人 通年利用率 91.5%
		くるみホーム	入居定員 70 人	通年利用率 98.7 パ ーセント	3 月末利用者数 70 人
		ひかりホーム	入居定員 22 人	通年利用率 93%	3 月末利用者数 22 人
		みなと	入居定員 20 人	通年利用率 95%	3 月末利用者数 20 人

障 碍 部 門	(グ ル ー プ ホ ーム)	空	入居定員 60 人	通年利用率 86%	3 月末利用者数 60 人
		リオ・中川	入居定員 18 人	利用者変更なし 利用率 77%	3 月末利用者数 18 人 利用率 83.8%
		えき	入居定員 30 人	利用者 30 人を予定	3 月末利用者数 29 人
	奈良障害者ショート ステイセンター		利用定員 19 人	年間平均利用者数 14.25 人/日	3 月現在 年間平均利用者数 15.39 人/日
	地 域 活 動 ホ ー ム	あおぞら	通所定員 40 人 一時ケア・ショ ートステイ	今年度新規受入れ 者数 2 人 申請泊数 700 泊 実施泊数 600 泊	3 月末利用者数通所利用 39 人(デイ型:1 人) 実績 (3 月末見込み) 600 泊
		すてっぷ	通所定員 40 人 一時ケア・ショ ートステイ	今年度新規受入れ 者数 1 人 申請泊数 650 泊 実施泊数 550 泊	3 月末利用者数通所利用 41 人(デイ型:2 人) 実績 (3 月末見込み) 530 泊
	後見的 支 援	ほっぷ		年度末の登録地域 キーパー340 人	地域キーパー登録者数 316 人
	自 立 生 活 ア シ ス タ ン ト	南部エリア		・目標登録定員 25 名	3 月末登録者 19 名 (自アシ 18 名、アウトリ ーチ 1 名)
		北部エリア		・目標登録定員 15 名	3 月末登録者 10 名
	相 談 支 援 (計画 相談)	相談支援事 業所リノ	契約者 437 名	新規 2 件 更新 436 件 モニタリング 1056 件	3 月契約者 427 名
障 碍 部 門					

(2) 令和 7 年度 新規・拡充事業

	①南部エリアに 1 か所 (定員 5 人× 2) 新設	令和 8 年 3 月頃の開設を目指し、18 歳 を迎え障害児施設を退所し成人期支援に
--	--------------------------------	---

障害者グループホーム（共同生活援助）	②北部エリアに1か所 （定員5人×2）新設 ③西部エリアに1か所 （定員5人×2）移転	移行する児童の生活の場とするだけでなく、家庭から離れ自立を目指す障害者の生活の場としても設置します。
就労継続B型事業所	南部エリアに1か所 （定員通所40人）新設	令和6年度に設置ができなかった通所事業所については、引き続き成人期に移行する障害児利用を想定した日中活動の場の他、すでに定員超過をしながら運営している「SELP・杜」、「杜の茶屋」の利用者の通所環境を改善するため就労継続B型事業所を南部エリアに用地を確保し令和8年3月～令和9年秋の間に設置を目指します。
居宅介護支援事業所	南部エリア「杜のさぼーと館」に設置 ※設置時期令和7年4月	中野地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所の対象件数増に伴い、人員増が必要となってきたと狭隘スペースの解消を図るとともに、小規模多機能事業所「晴」と「らいふけあ中野」（ヘルパー派遣）との連携強化を目指します。

（３） 改修・大規模修繕事業

緑区地域活動ホーム あおぞら	外壁・屋上の防水工事（国庫・補助金申請予定）、共有部（避難用滑り台、B1Fアプローチ点字床など：横浜市負担金の協議を継続）、専有部（ガスヒートポンプ入れ替え、0Aフロア等の内装等、屋上日よけ）を令和7年度改修します。
保育園（杜ちゃいんど園・ビーンズ保育園）	杜ちゃいんど園～経年劣化対策として外壁塗装、屋上防水 ビーンズ保育園～空調機器更新、保育室木質床全面研磨工事
中野地域ケアプラザ及び SELP・杜	横浜市の指定管理者施設である中野地域ケアプラザと合築施設のSELP・杜が共用する空調設備に関して、吸収冷温水機をはじめ、冷却塔などの関連設備の経年劣化に伴う更新工事が予定されています。 すでに、令和6年度に横浜市主導で設計が完了しており、令和7年度には入札が実施され、事業者が選定された後に工事が開始される予定です。工事期間は約2ヶ月を見込み、実施時期は令和7年10月から12月を想定しています。 また、経費については、SELP・杜に対して横浜市との協定書に基

	づき負担が生じますが、令和6年度のエレベーター更新工事と同様に、担当課と連携し、国庫補助などを活用して対応します。
LED 照明器具への切替え	蛍光灯照明器具を使用している事業所については、蛍光灯器具生産終了となることから、LED 照明器具への更新を図ります。

5 危機管理対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において震度7が記録され、その被害の大きさを改めて知ることとなりました。また、同年8月8日の日向灘を震源とするマグニチュード7.1（最大震度6弱）の地震により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられています。巨大地震への対応を怠ることができない状況となっています。震災に対する各事業所は福祉避難所の指定を受けていることもあり、これまでも防災備蓄品や感染症対策消耗品の確保に努め、発災時の当初対応に困難が生じないようにしてきましたが、改めて避難生活を想定し必要となる物資点検とその確保に努めます。また、温暖化に起因すると思われる豪雨や台風の強度の高まりなど、風水害への備えも怠ることはできません。各所の運営基準に必須となっている大規模災害や感染症まん延時における事業継続計画（BCP）は策定されていますが、参集訓練や発災時の初動訓練等を実際に行い、そのうえで必要な見直しをかけ実効性のあるものに更新していきます。

Ⅱ 部門別活動目標

1 高齢者福祉部門

（1）地域ケアプラザ

（奈良、青葉台、中野、日下）

令和7年度の地域ケアプラザの基本方針は、地域住民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指すことです。2025年を迎え高齢化がさらに加速する中で、地域が直面する課題の増加が予想されます。このような状況を踏まえ、私たちは地域住民や関係機関、多様な団体や企業と連携し、課題の解決と地域の活性化に積極的に取り組んでまいります。

特に令和7年度は、認知症の方が自分らしく生活できる地域づくりを目指し、「チームオレンジ」が市域内の地域ケアプラザを中心に地域で展開されます。この事業では、認知症のご本人やそのご家族の社会参加を促進する環境づくりや、地域に密着したサポート体制の構築が求められます。そのため、地域ケアプラザ内の多職種協働し、専門性を生かした効果的な取り組みを進めていきます。

また、各地域ケアプラザで課題となっている職員の高年齢化や、次世代を担う人材の確保・育成については、今後、学校などへの積極的なアプローチを行い、高齢部門として毎年1名の新卒採用を目指します。さらに、法人内の他部門との人事交流を推進し、スキルアップや適材適所への配置転換の機会を設け、中核的な役割を担える人材の確保にも注力していきます。

施設運営面では、設備等の経年劣化が進んでいることを踏まえ、計画的な修繕に取り組んで

いきます。令和7年度の大規模修繕としては、中野地域ケアプラザにおける吸収冷温水発生機の更新を予定しており、横浜市と連携しながら進めていきます。また、奈良地域ケアプラザではボイラーの不調が発生していることから、今後の修繕について検討を行っていきます。

南部エリアの中野、日下地域ケアプラザは、指定管理期間(5年)の最終年となるため、次期指定管理期間に向けての準備を行うとともに、4月からさぼーと館で新たに居宅介護支援事業を開始するため、連携し安定した事業運営に取り組みます。

ア デイサービス事業（奈良、中野、日下）

【通所介護 / 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者デイサービス事業については、常に安定した利用者の受け入れが行えるよう、十分な職員体制を確保し、質の高いサービスを提供します。

また、基本的な感染症対策の徹底を継続し、利用者が安心して利用できるような環境を整えます。さらに、個別機能訓練やレクリエーションプログラムを充実させることで利用者満足度の向上を目指し生き生きと元気に過ごせる時間を提供します。

令和6年度から開始した法人内の通所介護連絡会について、今後も定期開催し情報共有しながら制度対応や共通課題の解決を中心に、書式の統一や業務の効率化などについて検討を進めます。

イ 居宅介護支援事業（奈良、青葉台、中野、日下）

【居宅介護支援 / 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】

利用者の心身の状況等に応じ、ご本人・ご家族の意向を尊重しながら、住み慣れた地域での自立した生活を少しでも長く継続できるよう支援します。また、介護事業者や医療機関との連携を積極的かつ丁寧に行い、利用者やご家族が困った際は対応できるサポートにより、安心して生活できる支援体制づくりを目指します。

令和7年度より、奈良地域ケアプラザでは指定介護予防支援事業を開始し、また、杜のさぼーと館には居宅介護支援事業所が新設されます。引き続き居宅介護事業連絡会を通じて、相互の運営状況を把握しながら、連携を強化した運営体制を構築していきます。

ウ 地域包括支援センター事業（奈良、青葉台、中野、日下）

【地域包括支援センター運営 / 生活支援体制整備事業】

- 総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議
- 介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業介護予防支援

地域包括支援センターでは、さらなる高齢化の進行に対応し、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに暮らせる環境づくりを目指します。特に、認知症への対応を重要課題の一つと位置づけ、地域に根ざした「チームオレンジ」の取り組みを推進し、認知症の方やそのご家族を

支えるサポート体制を強化します。

また、介護予防の視点から、健康づくりやフレイル予防を目的とした講座やプログラムの充実を図り、地域住民による自主的な活動の支援にも取り組みます。さらに、多職種連携を深化させ、医療機関や介護事業者と密接に協力しながら、高齢者一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

これらの取り組みを通じて、高齢者が自分らしく安心した生活を送れる地域社会の構築を進めてまいります。

エ 地域活動・交流部門事業（奈良、青葉台、中野、日下）

○自主企画事業 ○福祉保健活動団体等が活動する場の提供

○ボランティアの育成及びコーディネート

○福祉保健活動等に関する情報集及び情報提供

地域住民の参加につながる講座の開催や活動の場の提供を行い、子どもから高齢者まで様々な世代が集える場や機会を創出し、企画の充実を図ります。

多世代が交流し、地域住民が主体となる活動を支援することで、地域全体のつながりを強化し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

さらに、少子高齢化の進行に伴う地域活動の担い手不足に対応するため、地域の学校や企業との連携を積極的に進めながら地域づくりに取り組みます。

（２） 小規模多機能型居宅介護（「晴」） 訪問介護（「らいふけあ中野」）

晴はこれまで地域で在宅生活を続ける要介護者に、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを組み合わせ生活の継続に向けて支援してきました。

中重度の介護が必要な方や認知症の方へ、馴染みの関係を作り継続した支援により、家族の介護負担の軽減も含めて取り組んできましたが、一昨年度来、利用者が体調を崩し死去や施設入所による退所が相次いでいます。現利用者にも施設入所が適し待機している層もあり、事業の意義・機能をあらためて検討し在宅生活継続を望む高齢者を家族とともに支援する原点に立ち返る必要があります。コロナで中断していた家族会を開き、親睦と事業の理解を深めていきます。また、事業の区民への認知度向上が引き続き必要であり、区役所や法人内外の居宅介護支援事業所などと連携し、対象者へ丁寧に事業の意義を説明していきます。また、在宅生活継続を望む、重度化が懸念される要支援者も利用対象に加えます。さらに、完成調理品による食事の提供や清掃・洗濯など作業の外部発注により、介護職の業務をケアへ集約するとともにコストダウンを図ります。

らいふけあ中野は、支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく自立した在宅生活が維持・継続出来るよう、できるだけ利用者の意向に添った訪問介護サービスを提供してきました。ただ、訪問介護員の高齢化は活動全体に様々支障を来たしており、らいふけあ中野の職員雇用は喫緊の課題になっています。高齢事業に新卒採用職員を迎えるに当たり、

らいふけあ中野のサービス提供責任者もポストの一つと位置づけ、成長可能性のある事業の促進を学ばせることも検討します。また、7年度も引き続き新規の依頼にもできる限り対応できるように、訪問介護員のマンパワーを最大限に生かしながら、丁寧な支援を心がけます。サービスの質の向上のため、多職種と連携を取りながら、研修の充実を図るとともに、訪問介護員が「やりがい」や「達成感」を感じられるような派遣調整をします。

杜のさばーと館に居宅介護支援事業所を開設することで、事業所間情報の交流活性化が期待されます。またこの機会に職員が高齢事業全体に視野を広げ、それぞれの事業所の課題を相互に支援し合う組織づくりを推進していきます。

高齢者福祉部門研修

・虐待防止研修～身体拘束廃止～	・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務研修
・成年後見制度利用促進研修	・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務研修
・ケアマネジメント向上に資する研修	・事例検討 研修
・事故・予防・再発の防止に関する研修(リスクマネジメント)	・認知症ケアに関する研修
・自然災害時の対応に関する研修 (BCP)	・感染症対策研修 (BCP)
・倫理及び法令遵守に関する研修	・食中毒予防及びまん延防止
・個人情報保護研修	・人権研修
・入浴介助に関する研修	・腰痛予防、移乗・移動 研修
・訪問介護ヘルパー研修(介護保険制度・認知症ケア・個人情報管理等)	

2 児童福祉部門

(1) 児童養護施設・児童自立援助ホーム

ア ポート金が谷・サウwest金が谷

ポート金が谷では、こどもの最善の利益を最優先に考え、こども自身が安心を感じられる生活を送れるようにしていきます。大人との関係性の心地よさを感じながら、他者から愛され大切にされているという実感を得られるよう支援をしていくとともに、他者を思いやる気持ちを育み、こども一人ひとりが相互に認めあえる力を築いていきます。

また施設内外での様々な経験を積み体験することで自己肯定感を高めていけるようにします。今年度末は2人のこどもが高校卒業後、退所となる予定です。それぞれの希望する進学先や就労先に安心して進めるよう、助言や導きを行い、安定した生活基盤を築けるよう支援していきます。国の動向では、退所児童へのフォローの重要性や社会的養護経験者の支援が注視されてきています。16年目に入ったポート金が谷も退所児童が増え、アフターフォローが重要な業務の位置づけとなりつつあります。措置児童への支援のほかに、ア

フター支援等、様々な業務が積み重なっていきますが、ひとつひとつ丁寧に向き合い、子どもひとりひとりが自分の人生に自信を持てるよう、支援者として支えていきたいと思っています。

令和元年（2019）に開所した児童自立援助ホーム「サウウエスト金が谷」は、昨年度は年度途中での退所児が多く見られました。個別理由での退所とはなりますが、その支援の難しさを感じた1年間でした。令和6年度末に新規入所者を受け入れる予定となっており、丁寧にアセスメントを勧めた上で、生活面への指導（規則正しい生活や金銭の管理状況）などについて、注意深く把握し指導していくとともに、自立生活に必要な生活スキルや社会性の涵養に努めます。また、退所した児童に対してのアフターフォローが必要不可欠となっており、そのための職員雇用についても努力していききたいと思います。

地域においては、子育て短期支援事業であるショートステイやトワイライト、休日預かり事業を継続し、虐待防止に努めて行くとともに、地域住民や教育機関、行政機関、医療機関などの専門機関との連携を図り、こどもが地域の中で育まれるように努力していきます。

また、国が示している「児童養護運営指針」にもある通り、こどもの最善の利益のために、安定した特定の養育者と一貫性のある養育を目指すため、法人産業医や施設心理士の協力の元、職員のメンタルヘルスにも気を配り、コミュニケーション豊かな職員集団を目指していきます。

イ 杜の郷

様々な事情や背景を持ったこども達が、安心して安定した生活を送ることができ心安らぐ社会的養護の拠点であるよう努めます。職員との継続的なかわりを通して関係性を築き、深め、家庭生活、地域生活の体験を通して、人とのかかわる力、生活力や社会性を高めていきます。こども達が施設を退所後も、地域の中で自らの力で暮らしていく事が出来るよう、各家の担当職員がチームとして、一人ひとりのこども達の事情や背景を理解しながら、特定の養育者チームによる一貫性があり、継続的な養育、支援に取り組みます。また、自治会や地区社協を始め、地域の関係機関と連携し地域の社会資源として、地域での安心できる生活環境の構築の一翼を担い、この地域にあって良かったと思われる施設を目指します。

18歳で施設を卒園し、自立（自律）生活を始めたこども達への退所支援にも力を入れて取り組んでいきます。退所後のこども達の関係者、関係機関と連携をしながら、退所支援をより強化していきます。施設に居る時から、アルバイト等の社会経験を積むことで、より退所後のイメージが持てる生活、支援に取り組みます。特に障害手帳を所持し、障害支援サービスに繋いだこども達の不適応等の課題が大きく、昨年度より基幹相談の方にもかかわっていただき、連携しながらの支援に取り組んでいきます。

上記のような養育、支援を実践していくためには、職員の充足、育成、連携、協力が一

番重要な要因となります。令和 6 年度は被措置児童虐待が発生してしまいました。二度とこのようなことを起こさないためにも、職員の資質向上は当然ですが、同時に杜の郷の養育、支援は何を根幹とし大切にしていけるかを明確にし、そこに向けて全職員が連携、協力しながら取り組んでいく職員チーム、組織となる必要があります。

具体的には、各家とのミーティングの中で、こども達のニーズや課題、職員の困り感等を管理職や主任、副主任等とも共有し、意思疎通を図りながら方向性を決め、課題解決やニーズ充足に向けて、チームとして取り組みます。そして、それらを職員会議等で全体共有を図り、組織としての意識を図っていきます。

また、昨年度より外部講師による定期的な研修を行いながら、福祉や社会的養護に求められる職員像や、そこから杜の郷の職員として何を大切にしていけるのか等を、グループワーク等参加型の研修で話し合い、学ぶことができました。今年度も引き続き、このような研修を継続していくことで、職員間のコミュニケーションを図り、全職員が同じ方向を向きながら、こども達の養育、支援に取り組んでいく職員集団を目指していきます。

その他児童福祉法の改正や「児童養護運営指針」等を踏まえ、地域連携や多機能化等についての今後の児童養護施設の在り方を模索していきます。

加えて、開所後の経年による建物劣化が生じており、計画的に建物や設備、備品類等の修繕や改修、交換や購入、LED 化等に取り組んでいきます。

ウ 杜の郷子ども家庭支援センター・ふれあい塾（寄り添い型生活支援事業）

令和 6 年度の児童福祉法改正により、児童家庭支援センターに指導促進事業の補助金が新設されるなど児童を取り巻く環境、制度が大きく変化しています。「こども家庭センター」が各区に設置され、児童家庭支援センターも身近な相談機関としての役割がますます大切になると予想されます。親身に相談に耳を傾け、その家庭にとって必要な支援につなぎ、その支援が有効なものになる様にこどもとその家族を支えていくことを継続します。

ふれあい塾は小学校段階からの「学習」支援をメイン事業としており、特に宿題や課題をふれあい塾で取り組めることで保護者が支援を受け入れやすい仕組みを今年度も作ってゆきます。また、中長期的にかかわることで関係を築き他機関の支援につなげていくことにも努めてゆきます。支援を受ける・支援をするという立場を踏まえつつ、同じ目線に立って利用者とその保護者と関わってゆきます。

今年度も、子ども家庭支援センターとふれあい塾は、車の両輪で動くことを常に意識して協働してゆきます。

令和 8 年度から従来の寄り添い型生活支援事業から児童育成拠点事業に変更となる予定です。居場所としての機能が強く求められることになり、学習習慣の育成を中心に据えてきた「ふれあい塾」とは異なる役割を新たに求められます。令和 7 年度は、ふれあい塾の役割について、改めて検討を行ってまいります。

(2) 福祉型障害児入所施設

ここ数年、くるみ学園、ぼらいと・えきとも空床が続いており、この傾向は市内全施設の共通の課題となっています。その背景の一つには、これまで福祉型障害児入所施設が想定してこなかった社会的養護を背景に持つ児童精神科的な配慮を必要とする軽度児の入所相談が増えてきていることにより、なかなかスムーズに入所相談が進まないという現状が挙げられます。このような状況を受け、横浜市主導による、横浜市所管課、児童相談所、福祉型障害児入所施設が一堂に会して、福祉型障害児入所施設が直面している課題解決に向けての検討をおこなっていくことを目的とした、入所調整に係る意見交換会が、令和5年度より開始されています。なかなか課題解決に向けての検討にまでは至っていませんが、3者が相互理解を深める良い機会となっており、引き続き横浜市、児童相談所との課題解決に向けての協議を進めてまいります。

令和6年4月1日からの児童福祉法の改正により、23歳の誕生日を迎えるまでの入所期間の延長が可能となりましたが、横浜市の過齢児を出さないという方針に従い、法人内においては、障害福祉部門との連携を密にしながら、高校3年生の卒後の進路、生活の場の確保に取り組んでまいります。

また、引き続き障害のある子どもの権利擁護の担い手であることを改めて自覚し、横浜市、児童相談所、学校等とも協力しながら、子どもにとっても職員にとっても安全で安心できる、そして市民からも信頼される施設運営に取り組んでまいります。

ア くるみ学園

当学園では、令和4年11月、令和5年9月に発生した被措置児童等虐待事案を踏まえ、2年間にわたり再発防止に向けての取り組みを進めてきました。支援の専門性はもとより、子どもたちの声に耳を傾けようとする姿勢や職員間のコミュニケーションなど少しずつ歩を進めているところですが、まだまだ端緒に就いたばかりであり、引き続き職員が一丸となって取り組みを進めてまいります。

高校3年生1人については、横浜市の方針にのっとり、学園内の支援体制の強化を図るとともに児童相談所や福祉保健センター、関係機関等との連携を図りつつ、卒業後の移行支援に取り組んでまいります。

緊急一時保護や短期入所・日中一時支援事業については、児童相談所からの強い要請もあることから、入所している子どもたちの安全と健康の確保を前提としながら受け入れを進めてまいります。

同時に、入所している子どもたちの声に耳を傾け、横浜市や児童相談所等に向けて、代弁者としての役割を意識し、発信してまいります。

震災等緊急時に適切かつ迅速に対応できるよう、日常的な支援を見直していくとともに研修及び実地訓練に取り組んでまいります。併せて、子ども自身が自分の身を守ることができるよう支援してまいります。

イ ぼらいと・えき

今年度は10周年の節目となります。子どもたちにとっても職員にとっても思い出に残る一年となるよう趣向を凝らしていきます。

当園では、ますます複雑、多様化する利用者像に柔軟に応えられるよう、ユニット編成を工夫しながら受け入れをすすめます。特に緊急一時保護や短期入所の受け入れに当たっては、本入所児の心理的な負担を配慮した形を模索していきます。

今年も3か所のグループホーム「えき」、生活介護事業所「道」のバックアップを行います。会議、委員会、研修などと一緒に実施し、情報共有、共通理解を深め、連帯感のある組織を目指します。

子どもたちの支援については、児童相談所をはじめ、学校、医療機関等関係各所と連携し、安全で安心して生活を送る場を提供し、その上で支援の質の向上にむけて生活環境の見直しと改めて不適切支援に対して職員間の意思統一を図ります。

今年度は高校三年生5名が卒園を迎えます。一人ひとりが卒園後も自分らしく生活できる居場所の確保に向けて移行支援をすすめます。

(3) 保育園

ア ビーンズ保育園

子どもたち一人ひとりの個性を尊重するとともに清潔で安全で安心な環境を整えます。散歩や遊びなどの日常活動や様々な体験また食育の充実を図り、保護者との信頼関係を築きつつ子どもたちの健やかな成長を支えます。保護者の就業形態が多様化する中、相互に了解の上で運営を進められるよう説明を重ねていきます。外国籍の児童が複数名在籍しており、行き違いが生じないよう、それぞれの生活文化の違いを了解の上、支援を進めていきます。

「特定妊婦」とされる保護者、また配慮が必要な児童においては、関係機関との協力連携の下で支援を進めます。

地域の方々のニーズに応じた子育て支援をすすめるため、一時保育、施設開放、育児講座、絵本貸出など開かれた保育所づくりを行っていきます。

今後の安定した運営体制維持のために、保育士の安定した確保と補充が行えるよう年間を通じて法人本部と連携協力を行うとともに、中堅層の育成にも配慮していきます。

開所から18年が経過し、老朽化し不具合が生じる設備機器が増えており、特に空調機器については今年度に更新を行うこととしています。他の設備についても順次、計画的に対応していきます。

イ かさまの杜保育園

大きくなったとき幸せに生きるために、「今を幸せに生きる」ことを保障する使命を念頭におき、一人ひとりのより良い状態を追求して保育にあたります。利用家庭における課

題やニーズ、子どもの個性や発達が多岐にわたっているため、地域や専門機関との連携が必須となっています。丁寧に寄り添いながら質の高い支援を行っていきます。また、かさまの杜保育園の広い園庭や自然に恵まれた環境を子ども達の成長に不可欠な実体験の場として活用すると共に、施設において必要な整備を行い、安心安全な環境を提供していきます。地域においても、法人の特性を活かした子育て支援施設として、役割を果たせるよう努力していきます。

懸案事項である隣接マンション建設で地盤沈下の影響を受けた幼児クラス増築部分について、マンション業者、増築時の設計士・施工業者と工事費負担割合について協議し、改修工事を行っていきます。

今年度は以下の重点課題に取り組みます。

- ① 安全性とよりよい保育を両立します。(2歳児と3歳児クラスの接続の在り方の検討、
障害・被虐児加配への区、児相との協議)
- ② 発達に偏りのある園児へのよりよい支援のため、関係機関連携を進め、将来に渡って
支えていくチーム作りを行います。
- ③ 主任、副主任、クラスリーダーが個々に持つ強みを生かし、ファシリテーション研修、
人権研修等主体的な学びを実践につなげ、チーム力を高めます。
- ④ 園児、職員の安全、快適のため、計画的な修繕を継続します。(地盤沈下での幼児ク
ラス増築部分改修工事、大規模修繕持ち越し分の執行、隣接マンション入居後に向けた
園の安全性の点検)

ウ 杜ちゃいるど園

子ども達には幸せに生きてほしいという大きな願いを持ち家庭と協力し、子ども達が安全な環境で安心して暮らし、豊かな経験ができる場をつくります。

11年目を迎える今年は、「そもそも、なぜこうしている？」と立ち返るのにちょうどいいので、一年かけて、当たり前のようにして来たことをひとつずつ確認し、目的とそのため
の手段等明確にしていく時間を持ち、大事にしたいことが深まっていくようにしたいと思
っています。特に異年齢での保育に関しては、その中で子どもたちの育ちからメリッ
トとデメリットの確認をし、そこでの保育士の役割とは？ということを見極めたいと思っ
ています。さらに、完成したクレドがそれぞれの職員の中にきちんと入るよう、またその
他自園で保育する上で必要なことはここを見れば分かるというようなハンドブック作りを
行い、新入職の方も含め分かりやすい職場作りを目指します。

保育では、子どもの人権を考え一人ひとりを大切に「子どもの様子や声から聴き取る
保育」を続け、さらに年長を中心に子ども達の参画をすすめること、自分の気持ちを言葉
に置き換える機会を多く持つこと、場で育つことを意識した場づくりを行うことを中心に
進めていきます。

常に今できることの最善を考え、経年劣化してきている外壁塗替え及び屋上防水工事等

の大規模修繕も行い、より安心安全で利用しやすい環境を整え、保育だけでなく、行事、地域の子育て支援等も行っています。

児童福祉部門研修

ポート金が谷 サウウエスト金が谷 研修計画

【外部研修】

・職員処遇改善加算関係研修	・福祉職員キャリアパス対応生涯研修
・中堅職員相当向けの研修	・児童福祉施設心理担当職員合同研修
・FSW 研修	・基幹的職員研修
・新任職員対象研修	・虐待に関する研修
・施設長対象研修	

【内部研修】

・外部講師による研修	・社会的養育に関する書籍読み合わせ研修
・他施設見学	・虐待に関する研修

杜の郷・児童家庭支援センター・ふれあい塾 研修計画

【外部研修】

・今後の社会的養護の動向研修	・初任者・中堅職員スキルアップ、リーダー養成研修への参加、基幹的職員研修、施設長対象研修
・横浜市児童家庭支援センター職員スキルアップ研修	・横浜市社協児童福祉部会 児童家庭支援センター分科会研修
・横浜市寄り添い型生活支援事業受託者研修（年4回）	

【内部研修】

・事例検討会（外部講師招聘 毎月）	・杜の郷心理合同 SV 研修（毎月）
・他施設見学	・子家セン職員内部研修（毎月）
・外部講師による研修	・法人内他事業所実習

くるみ学園児童 研修計画

【外部研修】

・TEACH、TTAP、TF-CBT、CARE、てんかん講座、等児童支援上必要な知識・技法取得研修	・強度行動障害支援者養成研修（事業継続）
・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修（事業継続） ・職員のメンタルヘルスに関する研修、等	・社会福祉士実習指導者講習会

【職場内研修】

・職場内研修（月 1 回／職員会議後） ①外部講師；障害理解、子ども理解、権利擁護（虐待防止）等支援に係る研修 ②内部講師；災害対応や感染症、食中毒対応、不審者対応等施設の危機管理に係る研修	・他施設等見学研修（GH・障害者支援施設・通所事業所、他の福祉型障害児入所施設）
・包括的暴力防止プログラム（CVPPP）等外部研修報告会（職員会議内において実施）	

※なお、職場内研修や見学研修の実施にあたっては、児童福祉部門各施設との共同開催や開催情報の周知等を図っていきます。

ぼらいと・えき 研修計画

【外部研修】

・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修	・強度行動障害支援者養成研修
・障害者支援基礎研修	・2・3年目フォローアップ研修
・レジリエンスの理解と活用	・利用者中心の支援・サービスとは
・チームリーダーのための職員育成研修	

【内部研修】

・身体拘束適正化に関する外部識者を入れた検討会	・新人育成研修
・リーダー研修	・コミュニケーション・チームワーク研修

ビーンズ保育園 研修計画

・「保育を知る」研修	・障害理解研修
・人権（子どもの権利条約）研修	・キャリアアップ研修

かさまの杜保育園 研修計画

【外部研修】

・園内ファシリテーター育成講座	・ネイチャーゲームリーダー研修（日本シェアリングネイチャー協会）
・栄区教育・保育施設研修（防災・リスクマネジメント・保育要録研修）	・神奈川県社会福祉協議会 チームリーダーキャリアパス（キャリアアップ研修）
・保育プラザ JAPAN（発達について・チーム保育について）	・子どもの文化学校（発達・SDGs について・保育の質の向上について）

・ギビングツリー藤森メゾット（リーダー研修保育スキルアップ・環境構成について）	・夏の芸術学校（わらべ歌・おもちゃ・ふれあい遊び）
---	---------------------------

【内部研修】

・人権・権利擁護、虐待防止研修	・自然教育
・救命救急研修	・危険予知トレーニング・危険生物研修
・理念学習・ファシリテーション研修	

杜ちやいんど園 研修計画

【外部研修】

・他の園から環境の作り方、保育を学ぶ。	・キャリアアップ研修
---------------------	------------

【園内研修】

・自分たちの保育を考え合う ～保育の意図、支援の目的・手段を明確に～	・感覚統合研修 年4回
・人権（子どもの権利条約）研修	・エリクソンの発達段階から職員の成長への援助
（園のキャリアパス制作に向けて）年12回	・わらべうた研修 年6回
・発達の道筋を理解するための学びの会 年度終わり1回	・論考 ・救命救急講習 年1回

3 障害者福祉部門

（１）障害者入所施設

ア くるみ成人・ホルツハウゼ

入所施設としての機能を十分に発揮できるよう生活・活動の場面について切れ目のない一貫した支援を目指します。生活場面においては、各利用者の居住空間を清潔に保ち、安心安全を意識できるよう環境整備を行ないます。また、健康状態の安定を図るため医療面、栄養面について看護師、栄養士との連携を密にし、情報の共有を徹底していきます。

活動場面においては、利用者それぞれの特性に応じたプログラムを構築し、地域の社会資源を積極的に活用しながら、ADL、IADLの向上に努めます。

加えて、これまで法人内の課題とされてきた障害児施設及び児童養護施設からの移行利用者についてグループホーム及び他施設と協力の上、具体的な支援方法を模索していきます。

地域交流については、今年度から近隣施設等との「地域連携推進会議」を開催し、活発な意見交換を行ないながら地域ニーズの把握とその充足を図っていきます。

イ 青葉メゾン

障害のある方々やご家族が安心して日常生活を営めるよう、医療、栄養、相談等、事業所内の様々な機能と連携しながら支援を行います。生活支援においてはユニット制の特性を活かし、障害特徴や年齢、ケア内容に応じた生活環境を整備することで、安心感ある暮らしの提供に努めます。地域生活移行に関する意向確認を丁寧にすすめ、ご利用者の意思に基づいた支援に努めます。

作業活動では、新規作業の開拓を行うとともに、既存の商品の販売先を開拓し、売り上げ増を図ります。また、地域特性を念頭に置いた活動を進め、地域との交流活動をより一層すすめていきます。一方、高齢期の利用者に対しては、五感への刺激を意識した活動を提供し、交流や社会性を引き出す関りを積極的に取り入れます。更に、PT や OT、ST などの専門職の導入をすすめ、高齢期特有の支援ニーズに対応していきます。

奈良障害者ショートステイセンターでは、多様な利用目的に対応するため日々の活動を工夫し、利用者の方々が安心、快適に過ごせるよう支援します。また、継続した地域生活を支援するため、二次相談機関との連携による「ミドルステイモデル事業」に引き続き取り組みます。

新興感染症や大規模災害などの不測の事態に対して、支援への影響を少しでも軽減できるよう、訓練や研修に努めます。

入所施設にあっては、上記の支援内容を行いつつ、全利用者が地域移行の対象者としてその可能性について、支援計画のなかで検討を行い、グループホームの整備運営計画との調整の中で、可能の範囲で順次具体化を図っていきます。

(2) 通所事業所（生活介護事業）

ア くるみの森

近隣地域在宅の方、グループホーム利用者の方の通所先として、やりがい・楽しさ・居場所の一つと感じられるよう、一人一人の力を発揮できるような活動を提供していきます。焼き菓子やパンの製造に関しては、引き続き納品に対応し安定的な作業提供を行ないながら、新たな販路の開拓も図り、地域の方に知って頂く機会、利用者が直に販売の喜びを得られる機会を増やします。

また、地域の障害のある方たちのニーズを充足していくため近隣の特別支援学校と協力しながら幅広く変化する多様な相談に応じられるように自主製品等食品以外でも活躍できる作業種の構築や送迎ニーズにも対応できるようなルート、体制見直し、日中一時支援利用の増強等に取り組んでいきます。

そして様々な経験を積み重ねていくため余暇活動充実や運動（健康、機能維持等それぞれの目的に応じた内容）、芸術活動（生け花、絵画、音楽など）なども強化しメリハリのある活動を行います。

これら活動について、利用者が参画できるよう自治会運営をサポートしていきます。

イ ひかりの園

利用者の思いや願いに寄り添い、安心した雰囲気づくりを心がけます。また、利用者の多様なニーズに適した客観的かつ連続性のある支援を行います。

作業活動は利用者一人ひとりが役割を担い、達成感を得られるよう、個々の特性や個性に合わせた活動を提供します。また、作業以外にも様々なプログラムを提供し、季節感を感じられる活動に取り組みます。

地域の様々な機関や近隣の特別支援学校と連携し、通所希望等、地域の障碍を持つ方たちのニーズを充足していくための協力体制を構築します。

ひかりホームのバックアップ施設としてグループホームと連携し、利用者が1日を通して日中、夜間どちらでも安心して生活ができるように支援します。

ウ 十日市場ワークステーション・あおばのギャラリー

特別支援学校卒業者や地域の在宅の方等の新たな利用者の受け入れを積極的に行ってまいります。活動内容については生産活動に重きを置きながらも収益のみに囚われず、やりがいや社会参加の促進を意図した活動を展開していきます。販路拡大に向けた広報活動等を積極的に行い、十日市場ワークステーションの活動を認知してもらえよう発信していきます。また、併設する「あおばのギャラリー」は、障碍児・者の芸術文化活動支援の横浜北部地域における中核的役割を果たすべく、今年度も近隣の保育園や事業部内事業所と連携し、絵画展の開催や講師の派遣を行い、文化活動の充実を図ります。

エ ワークステーション・ポパイ

今後見込まれる、高齢知的障碍者や機能低下を呈する方への支援ニーズの増加に対応できるよう、介助度が高くなった方に適した設備等の環境整備を行います。活動内容は生産活動だけでなく、様々な感覚活動や仲間や地域社会との交流活動に重点を置き、いきいきとした暮らしの一部として日中活動を支えます。更に、PTやOT、STなどの専門職の導入をすすめ、高齢期特有の支援ニーズに対応していきます。日常生活のケアについては、介助技術の向上や適切な健康観察に努めます。医療機関・施設や介護保険施設への移行だけではなく、多くの時間を共にした仲間とともに活動できるよう支援していきます。

オ ワーク中川

「ワーク中川」「しゅしゅ・あゆみが丘店」ともども「日中活動支援」「生活支援」「健康・医療支援」「相談支援」の四本を柱に、利用者の将来にわたる生活全般を視野に入れた支援を行っていきます。今年度はより充実した仕事、余暇、そして安心して生活が出来る場を創っていきたいと考えます。生産活動に力を入れ、職員・利用者の作業スキル向上や商品開発を積極的に行い、施設全体を活性化し、地域に根差すことに努めていきたいと思ひます。

利用者・ご家族の高齢化、それらに伴う施設やグループホーム入居等の相談が多くあります。計画相談員や各関係機関とも連携し、利用者の生活に必要な福祉サービスの利用希望等、身近な相談窓口として受け止め、利用者・家族が安心して生活を送れるように心掛けていきたいと思います。

運営面では、適切な人員を配置し、重度障害者支援加算算定に必要な研修を職員に受講させること等により、より支援面での充実を図るとともに、安定した収益を目指します。令和7年度は新規利用希望者2名の受け入れを予定しています。

カ 道

各グループホームや近隣の事業所との協力・連携の中で情報収集し、出店に参画するなど製品の販売促進をすすめます。日々の作業活動、余暇活動においては各人がもっている力を発揮できるよう充実したメニューを揃え、利用者が能動的に活動へ取組めるよう工夫しながら年間稼働率90%を目指します。職員は、利用者のニーズを常に探りながら、その実現に向けた支援を共通理解した上で役割分担し、且つ一体感をもってすすめます。

(3) 通所事業（就労継続B型事業）

ア 横浜光センター（生活介護併設）

利用者一人一人としっかり向き合い、高齢化など変化するニーズの把握に努め関係機関と連携を取りながら本人が主体の支援を行います。そのために必要な研修を充実させ人材の育成に努めます。日中活動については利用者が達成感を持てるように、利用者の特性を活かした生産活動や創作活動の充実に取り組みます。また目標工賃を達成するために請負作業の質の安定、請負作業の相手先企業の開拓、革製品などの自主製品の拡充、販路の拡大などを目指します。

また余暇活動や外部販売などを通じて地域との交流も増やし、様々な経験を積むことで豊かな生活を送る事ができるよう、工夫をしながら支援を行っていきます。

イ SELP・杜（生活介護併設）

利用者と職員が生産、販売やあらゆる活動とともに行う中で、利用者一人ひとりが持っている力を発揮し、利用者が地域の中でその人らしく安心して活動ができるよう、ご家庭や医療、関係機関との連携を取りながら支援を行います。利用者本人の自己決定を尊重し、可能な限り本人自身で選択、決定できるよう必要な支援を行います。

就労支援会計については、既存の販売先に加えて地域の企業での定期販売やイベント販売が増え、売上げが伸びています。しかし長引く原材料費高騰に伴い支出も増大しており依然として厳しい収支状況が続いています。利用者の工賃日額800円を維持できるよう商品の値上げを行っていきます。

学校との連携、地域に向けての体験教室や見学会などを再開実施し、生産販売以外の面でも、地域のニーズに応え、長年培ってきた地域との関係性をより強化していきます。

支援の質の向上を図るためにも、内部研修の実施、職場外研修の参加と共に、法人事業所と連携した研修計画を進めて人材の育成に努めます。また、経年による建物修繕や設備機器更新についても計画的に進めていきます。

利用者の高齢化、重度化によるゆったりとした活動内容への移行ニーズの高まりや、利用定員を超えた受入れとなっているため、今後新規事業所の開設を進める必要があります。一方で、建物備品の老朽化、職員の賃金増加等予算的には厳しい状況が想定されるため、様々な状況を考慮しながら新規事業所の開設を検討していきます。

(4) 地域活動ホーム

すてっぷ・あおぞら

法人型地域活動ホームとして『日中活動事業』『生活支援事業』『相談支援事業』を柱に事業を展開しています。「あおぞら」「すてっぷ」では、地域の方が安心して利用できるように努め、事業と機能を多くの方に利用いただけるように周知していきます。また地域で安心して暮らすための情報を発信していくと共に地域住民への障碍理解促進に向けた啓発に取り組みます。

地域の拠点施設として、基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会を運営し、地域資源との連携体制の強化を図り（特に地域ケアプラザとの連携）、地域で支える仕組みや住みやすい地域作りを進めていきます。また地域生活支援拠点の整備を充実させていきます。

- 日中活動事業では、新商品の開発や個別活動等に加え、外販や外出等の地域に出る活動も含め充実していきます。利用者の状態等による様々なニーズに合わせた活動の提供を行います。地域活動ホームの機能を生かした日中活動を展開します。また相談支援と連携して、保護者支援（ニーズの把握と情報提供等）を行います。
 - 一時ケア・ショートステイ事業では、多様なニーズに対応して受け入れを行います。「安心・安全」に過ごせる環境を提供します。多様なニーズに対応するために職員のスキルアップを図ります。
 - 計画相談事業では、区内の計画相談事業所との連携の中心となり、新規ケースの受け入れや課題を共有しながら工夫していきます。
 - 基幹相談支援センター（緑区基幹相談支援センター、青葉区基幹相談支援センター）では、障害のある人やその家族のための総合相談支援機関として設置され、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、様々な相談にお応えするとともに地域の方や関係機関等とも連携し地域づくりに取り組みます。また、区自立支援協議会の事務局運営や区内の計画相談事業所の事業所訪問を行います。
- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 総合的・専門的な相談支援 | 2 地域の相談支援体制の強化の取組み |
| 3 地域移行・地域定着の促進の取組み | 4 権利擁護・虐待の防止の取組み |
| 5 地域の状況に応じた独自の取組み | 6 地域生活支援拠点機能整備に向けた取組 |
- 幅の広い対象者の多様なニーズに対応するために、幅の広い研修や学習を進めてスキ

ルアップを図ります。またeラーニングを活用し職員の疑問解消や情報のアップデートをリアルタイムで行います。

- 修繕計画：「あおぞら」の大規模修繕（外壁等）については、社会福祉法人ル・プリが全体の進行管理を行うことになり、令和6年度設計を終え、令和7年度の実施に向けて準備を進めています。

（５）相談事業

障害者総合支援法では「相談支援」は、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援が位置づけされています。地域の様々なニーズ把握の窓口として活動をして参ります。また、ル・プリとして各相談事業の連携を図り、障碍福祉事業の中核を担います。

ア 計画相談支援（相談支援事業所リノ）

令和5年度に6か所の施設に分かれていた相談事業所を、活動ホーム2か所を除いた4か所をまとめ、旭区金が谷（くるみ学園）地区の1か所にてル・プリ「相談支援事業所リノ」としての相談事業の拠点化を行いました。引き続き日常業務や相談員会議の中で、利用者支援の情報共有や、ル・プリとしてのよりよい計画相談の在り方を模索し、相談支援機能の充実に努めます。

また安定的な経営、収支状況を確立するために、令和7年度では相談員研修修了者の配置や主任相談員研修の受講により、体制加算ⅡからⅠへの変更や主任相談員配置加算取得に向けた体制づくりを行うほか、各書式の整理、請求業務におけるシステム作りも強化していきます。

相談員会議

日常業務や定例の相談員会議の中で、困難ケースや制度、地域資源等の情報共有を密に行い、相談支援専門としての資質向上に努め、地域からの多様な利用者ニーズに応えられるよう更なるコーディネーター力の向上を図ります。また、各区基幹相談支援センターや自立支援協議会との連携を強化し、各事業所が所在する区域の相談支援体制づくりに寄与します。

- 1 児童施設に在籍する子どもたちの進路選択について児童相談所や学校などの教育機関と情報共有に努めてまいります。特に卒業後の進路選択が本格化した段階で、相談員の介入を図り、より円滑に成人期への移行を行なえるよう計画相談開始に向けた準備を進めていきます。
- 2 近隣地域に住まわれている障碍のある方たちの相談を受けていくための体制整備を行っていきます。まずは地域におけるニーズの把握を行うための取組を検討します。また情報提供を行ないながら地域の障碍福祉の拠点となるよう努めていきます。

イ 2次相談（青葉メゾン）

障碍のある方々やその家族の意向や希望を最大限に尊重し、当事者が抱える課題解決に向け、質の高い相談支援を提供します。

専門的な相談機関としての役割を自覚し、知識の向上に努め、支援者や当事者に対し専門的な相談に応じ得るよう努めます。自立生活アシスタントや基幹相談支援センターをはじめとする各支援機関との連携強化を図り、地域における困難ケースの課題解決に努めます。

また、地域自立支援協議会に積極的に参画するとともに、独自の研修を開催し、相談支援にかかわる職員や一次相談支援機関職員に対する育成に努めます。

昨年度に引き続き奈良障害者ショートステイセンターとの連動による「ミドルステイモデル事業」の取り組みを進め、環境調整や短期療育により地域生活の維持・継続に寄与します。

ウ 基幹相談支援センター（緑区・青葉区）

基幹相談支援センターは、障害のある人やその家族のための総合相談支援機関として設置され、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、様々な相談にお応えするとともに地域の方や関係機関等とも連携し地域づくりに取り組みます。

区自立支援協議会の事務局として運営し、地域との連携を強化し、区の地域課題の抽出を行うなど、区域の課題に取り組みます。

緑区と青葉区の基幹相談支援センターで連携し、相談支援従事者としてのスキルアップを図ります。

取り組み内容

- 総合的・専門的な相談支援
- 地域の相談支援体制の強化の取り組み
- 地域移行・地域定着の促進の取り組み
- 権利擁護・虐待の防止の取り組み
- その他地域の状況に応じた独自の取り組み
- 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取り組み

（6）障害者グループホーム

ア 西部エリア障害者グループホーム（くるみホーム、ひかりホーム、みなと）

ホルツハウゼ、ひかりの園、横浜光センターをバックアップ施設として、現在22ホーム、定員113名で運営しています。今後も多種多様な生活スタイルの選択肢に応えるためにエリア内において、引き続き経年劣化が想定される住環境の整備（LED交換、冷暖設備交換など）、ハード面から対象者をイメージしての移転計画を行っていきます。そのためエリア内での拠点別におけるグループホームの運営体制、支援体制を共有する場として、定例（6月・9月・12月）での、西部エリアグループホーム連絡会（仮）を開催いたします。

これまでの現状での課題、改善点を整理した「グループホームあり方検討会」の報告書を軸にしながら重度高齢化、強度行動障害、そして児童部門との連携における過剰時間問題の整理を行います。また障害部門全体の観点として、エリア内や法人内での居住系サービスとして施設入所との情報共有、協働を深めていきます。

通課題としては、職員の確保と人材育成が急務であり、支援の質向上のためのエリア内及び法人内研修、外部で主催される対人援助、虐待研修、感染症研修や業務継続計画研修、施設間交流研修なども積極的に参加していきます。昨年度の報酬改定を受けて、地域の中での施設の位置付けとして地域連携推進会議を開催し、日々の運営報告、グループホーム見学会などを実施しながら社会資源の1つとして地域の方に知って頂く機会も作っていきます。

イ 北部エリア障害者グループホーム（アンダンテ、リオ中川、えき）

青葉メゾン、ワーク中川、ぼらいと・えきをバックアップ施設として、23ホーム、定員113名で運営しています。

入所支援同様、季節に応じた取り組みを引き続き継続していくとともに、各ホームが所在する地域での行事や防災訓練などに積極的に参加し、地域の一員となるよう支援していきます。更に、令和7年度から義務化される地域連携推進会議を通して、これまで以上に地域の方への正しい理解が進むよう努め、障害を持った方々の地域生活の幅の広がりにつなげていきます。

機能低下を呈する方々や高齢知的障害者の方の利用を想定し開所したグループホーム『オリーブ』では、訪問診療や訪問看護を導入しました。急変時の対応等、連携を深めながら医療面での安心につながる支援を引き続き提供していきます。

運営面については、安定した支援体制構築に向け、バックアップ体制の再構築について検討をすすめます。また、事業の継続性や新規整備をすすめるために、経費の見直し等をすすめていきます。

今年度も、各ホームに入居する方々の声に耳を傾けながら、一人ひとりの暮らしに沿った支援の提供がなされるようGHにかかわる支援員全体での協働により支援を進め、安心感ある暮らしの創造に努めていきます。

ウ 南部エリア障害者グループホーム（空）

拠点となる「SELP・杜」、「杜の茶屋」を中心に、周囲の徒歩圏内に7か所（14ホーム）のグループホームがあり、仕事・暮らし・余暇の支援を連携して行っています。令和5年2月のホーム新設と引越しから2年が経過し、60名の入居者は安定した暮らしを営めるようになりました。一方で事業の運営面について、職員の労働環境整備が進む一方で、必要な夜勤者を欠く人材不足の状況が常態化し、収支が急速に悪化しました。まずは職員体制を整え、現員によってできる範囲の支援および業務となるように再構築し、収支を正常に戻すことが求められています。

入居者の支援面については、ひとりひとりが思い描く暮らしを実現していく過程が重要と捉え、余暇や新たなチャレンジを意識し、アセスメントと個別支援計画の内容を充実させます。また、虐待や不適切な支援を未然に防ぐ視点を大切にし、14 ホームで一体的な職場作りに努め、ホーム特有の一人勤務という環境を十分考慮してメンタルヘルスの対策に取り組みます。各ホームで職員が孤立せずに連帯を感じながら、主体的に考え、判断し、行動できるような、元気で活力ある職場を目指していきます。

（７）在宅生活支援

杜の地域生活支援室〈ASSIST・杜（ガイドヘルパー、ホームヘルパーの派遣）〉

平成14年度からガイドヘルプ事業を中心に、利用者の余暇の充実と生活の安定に向けて支援を継続してまいりましたが、コロナウイルスが与えた影響が大きく、事業再開の見通しが立たないため令和7年度も引き続き事業を休止いたします。

（８）知的障害者自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業

ア 青葉メゾン

障害者自立生活アシスタント事業と並行する形で、自立生活援助事業を実施しています。引き続き新規の利用者増に努め、個々のニーズに応えるように事業を実施してまいります。

また、自立生活アシスタントの連絡会やエリア間での情報共有の場を設け、地域のニーズに対応していきます。更に、二次相談、基幹相談支援センター、行政などの関係機関との連携を強め、これまで以上に広範囲のニーズに応じられるよう体制強化を図ります。障害者自立生活アシスタント事業と並行する形で、自立生活援助事業を開始しています。新規の利用者増に努め、個々のニーズに応えるように事業を実施してまいります。

昨年度は他区や市外から転入する方への支援依頼が複数件ありました。滞りなく支援が提供できるよう、基幹相談支援センターや行政、関係機関との連携強化に努めます。

イ SELP・杜（杜の地域生活支援室）

利用者が抱える個々の背景や状況に寄り添い、利用者中心のアセスメントを行いながら希望の実現や課題の解決を目指していきます。多様化してきている利用者世帯状況等に合わせた丁寧な支援を行えるように、地域の相談支援、区役所（障害支援、こども家庭支援課、生活支援課など）、各サービス事業等と連携・密度をさらに強化していきます。

（９）横浜市後見的支援制度

ア 青葉区後見的支援室ほっぷ

障害のある人が住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していけるようお手伝いをする横浜市独自の制度です。

・身近な地域における本人の見守り体制の構築

- ・本人の思いに寄り添い希望に基づく生活の実現をともに考えること

以上の役割を担うためにあんしんサポーターによる定期的な面談、そして本人を見守るあんしんキーパーの開拓の取り組み（あおばエール）、地域と連携して行い行います。 また後見的支援室ほっぷの事業を多くの方に知ってもらうための啓発を行います。

障害者福祉部門研修

・虐待防止研修、身体拘束的成果研修	・施設間交流研修
・権利養護研修	・実践報告会
・てんかん研修	・自閉スペクトラム症研修
・障害者の加齢に伴う支援研修 (嚥下の仕組み、誤嚥防止)	・個別支援計画作成のプロセス研修
・(外部研修) 強度行動障害支援者研修、サービス管理責任者研修 (受講推進)	
・スーパービジョン、グループスーパービジョン研修	
・防災研修 (感染症対策、BCP 訓練実施、ブラッシュアップ)	

相談部門

・虐待防止研修、身体拘束適正化研修 (各事業所でも実施)	・権利養護研修 ・福祉制度研修
・サービス等利用計画研修	・意思決定支援のプロセス研修
・自立支援協議会に関する研修 (外部研修；相談支援従事者研修) (個人情報保護に関する研修) (事例検討会)	